⑵　会員
　機関は、信用情報の目的外利用の防止等の観点から、機関の会員（以下「会員」という。）に対し、信用情報の適正な取扱いを求めていること。
⑶　業務概要等の周知
　機関は、名称、所在地、電話番号、業務の内容、登録情報の概要、登録期間、保護法ガイドライン第23条を踏まえた個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言等に関する事項をインターネット上のホームページに常時掲載することや、それらを記載したパンフレットなどの書面を作成し、それを機関及び会員の店頭に備え置くことなどにより、業務の内容等を資金需要者等に周知していること。
⑷　取得・登録できる信用情報の範囲
　機関が取得・登録できる信用情報は、会員の提出する信用情報のほか、破産手続開始決定・失踪宣告その他の公的記録、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の返済能力の調査をするために必要な事項にとどめていること。
⑸　事前の同意
　機関は、会員に対し、信用情報の取得に当たり、次のことについて資金需要者から書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。）で他の条項と明確に分離するなど本人の理解を確保できる方法等により事前の同意を得るよう求めていること。
①　資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること
②　他の会員と信用情報機関相互間で信用情報の交流（以下「情報交流」という。）を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。）により、当該信用情報が利用されること及び会員として当該信用情報を利用する者（その表示は、会員の名称を記載する方法又は当該機関の規約等及び会員名を常時公表しているホームページのアドレスを記載する方法等により、本人が同意の可否を判断するに足りる具体性をもって行うこととする。）
③　機関に登録される情報の範囲、登録期間等
④　当該信用情報の利用目的は、資金需要者の返済能力の調査目的に限定されていること
⑹　機微（センシティブ）情報について
　機関は、個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、保護法ガイドライン第６条第１項各号に列挙する場合を除き、取得、利用又は第三者提供しないことを確保するための措置を講じていること。
㈫　その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。
・労働組合への加盟に関する情報
・民族に関する情報
・性生活に関する情報
⑺　信用情報の適正な取得
　機関は、信用情報を取得するに際しては、偽りその他不正な手段により、信用情報を取得してはならないこと。また、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、信用情報の不正取得等の不当な行為を行っている会員等から、当該信用情報が漏えいされた信用情報であること等を知った上で当該信用情報を取得しないこと。
⑻　信用情報の照会・提供
　機関は、信用情報の目的外利用の防止、漏えいの防止の観点から、次の場合のほか、信用情報を提供してはならないこと。
①　会員からの照会に応ずる場合
②　資金需要者本人（代理人を含む。以下「本人」という。）からの自己の信用情報に係る請求に応ずる場合
③　他の信用情報機関と情報交流を行う場合
④　保護法ガイドライン第13条第１項①から④の規定に基づく場合
㈫　会員からの照会に応ずるのは、以下の場合に限ること。
ⅰ　資金需要者の返済能力の調査に必要な場合
ⅱ　本人からの自己の信用情報に係る開示、若しくは訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）、若しくは利用停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求又は苦情に対応するために必要な場合
⑼　信用情報の管理
①　機関は、信用情報について、その安全管理、従業者の監督及び当該信用情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置を講じていること。
（安全管理について必要かつ適切な措置）
・保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置
・実務指針Ⅰ及び別添１の規定に基づく措置
（従業者の監督について必要かつ適切な措置）
・保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置
・実務指針Ⅱの規定に基づく措置
（委託先の監督について必要かつ適切な措置）
・保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置
・実務指針Ⅲの規定に基づく措置
　また、適切な会員管理及び外部監査に係る措置（実務指針別添３の規定に基づく措置）を講じていること。
②　機関の役職員は、⑻により提供する場合を除き、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないこと。
③　機関は、信用情報を正確かつ最新の内容に保っていること。
　また、機関は、登録する信用情報の内容に応じて登録期間及びその起算日を定め、登録期間経過後は、当該信用情報を速やかに消去又は廃棄すること等により、提供又は利用しないこと。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りではない。
⑽　信用情報に関する事項の公表等
①　機関は、信用情報に関し、利用目的、開示等の手続等を本人の知り得る状態に置いておくこと。
②　機関は、本人からの①に係る請求に備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第19条第１項及び第20条の規定に基づく体制の整備）を行うこと。
⑾　開示
①　機関は、本人から信用情報の開示の請求があったときは、適切な開示等の措置（保護法ガイドライン第15条、第18条及び第19条第２項の規定に基づく措置）をとること。
②　機関は、本人からの①に係る請求に備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第19条第１項及び第20条の規定に基づく体制の整備）を行っていること。
㈫　機関は、本人に信用情報を開示する場合、当該信用情報の出所及び過去の一定期間内における当該信用情報の提供先についても、開示しうるよう体制の整備を進めるとともに、開示、訂正等、利用停止等又は苦情対応を円滑に行いうるよう相談窓口の設置、開示手続の整備等を行うこと。
⑿　訂正等
①　機関は、本人から自己の信用情報が事実に相違するものとして、訂正等の請求があったとき、若しくは第２条⑸又は⑺に違反して取得又は第三者提供されているという理由によって、利用停止等の申出があったときは、適切な訂正等又は利用停止等の措置（保護法ガイドライン第16条、第17条及び第18条の規定に基づく措置）を取ること。
②　機関は、本人からの①に係る請求があることに備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第19条第１項の規定に基づく体制の整備）を行うこと。
③　機関は、①に係る請求に関する事実関係等について調査中の信用情報を会員に提供するときは、正当な理由がない限り、当該信用情報が正確であるか否か等が確認されていないことの明示（以下「調査中の注記」という。）を行うこと。
④　機関は、本人の請求に基づき信用情報の訂正等又は利用停止等、若しくは調査中の注記を行ったときは、本人の請求があれば、正当な理由がない限り、その本人が指定する当該信用情報の提供先にその旨通知すること。
⒀　苦情の処理
①　機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、適切な措置（保護法ガイドイン第21条第１項の規定に基づく措置）をとること。
②　機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けることに備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第21条第２項の規定に基づく体制の整備）を行うこと。